

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

釧路川は、北海道東部の太平洋側に位置し、その源を藻琴山（標高1,000m）など屈斜路カルデラの外輪山に発し、カルデラ湖の屈斜路湖から流れ出て、弟子屈原野を流れ、弟子屈町で鑑別川、標茶町でオソベツ川等の支川を合流し、釧路湿原に入り、さらに久著呂川、雪裡川等の支川を湿原内で合わせ、岩保木地点において新釧路川となり釧路市街地を貫流し、太平洋に注ぐ、幹川流路延長154km、流域面積2,510km²の一級河川である。

その流域は、釧路市をはじめとする1市3町1村からなり、釧根地域における社会・経済・文化の基盤をなしている。流域の土地利用は、山地等が約68%、牧草地等の農地が約21%、釧路湿原が約8%、宅地等の市街地が約3%となっている。流域内には、釧根地域の拠点である釧路市等があり、酪農業、水産業、製紙業、観光業等が盛んである。また重要港湾の釧路港、JR根室本線、JR釧網本線、国道38号、44号、241号、391号等の基幹交通施設に加え、北海道横断自動車道が整備中であり、交通の要衝となっている。また、上流の屈斜路湖などは阿寒国立公園に、下流の釧路湿原はラムサール条約登録湿地及び釧路湿原国立公園に指定されているなど豊かな自然環境に恵まれている。

このようなことから、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。

流域の地質は、全体の約9割が新第三紀の緑色凝灰岩・火山砕屑物、第四紀の火山噴出物等で覆われ、保水・浸透力の高い地盤を形成している。下流の釧路湿原は約6,000年前から形成された厚さ2～4mの泥炭が堆積する第四紀の沖積層で、周辺丘陵地からの豊富な湧水や地下水が供給されており、また南東部の丘陵地は第四紀の洪積層である。

流域の平均年間降水量は約1,000～1,200mmであり、下流沿岸部は夏期に海流の影響で霧が多発し日照が遮られる湿潤冷涼な気候である。

国内最大のカルデラ湖である屈斜路湖から弟子屈市街部付近までの上流部は、河床勾配が1/1,000程度であり、トドマツ、エゾマツ等の針葉樹とダケカンバ、シラカンバ等の広葉樹の針広混交林と屈斜路湖が雄大な北国の自然景観を形成し、また硫黄山と山麓のハイマツ、エゾイソツツジ、ガンコウラン等の高山植物が特徴的な自然景観を形成している。屈斜路湖の^{わこと}和琴半島は、火山活動に伴う地熱の影響で温暖な気候となり、道南地方以北では、この地域だけに隔離分布しているミンミンゼミが生息するなど独特の生態系を有している。ほ乳類では、ヒグマをはじめエゾシカ、エゾリス等が生息している。また鳥類では、シマフクロウ、アカゲラ、クマゲラ、ヤマセミ、オオハクチョウ等が生息している。魚類では、アメマス（エゾイワナ）、ヤマメ、ヒメマスなどサケ科魚類等が生息している。

弟子屈市街部付近からオソベツ川合流点付近までの中流部は、河床勾配が約1/200～1/1,200であり、流域の基幹産業を支える約5万haの広大な酪農地帯が広がり、釧根地域の代表的な景観を形成している。ミズナラ、イタヤカエデ、ケヤマハンノキ等の広葉樹林のほか、カラマツの人工林が多く、また標高が上がるとトドマツ、エゾマツ、ダケカンバ等の針広混交林が分布する。河畔林が生い茂り瀬・淵が連続する河川には、アメマス、ヤマメ、ハナカジカ、エゾウグイ等の魚類や、河岸にカワセミ、ショウドウツバメ等の鳥類が生息している。

我が国最初のラムサール条約登録湿地であり、国内最大の湿原である釧路湿原から新釧路川河口部までの下流部は、約6,000年前に最高頂に達したいわゆる縄文海進により、海面下にあったが、その後数千年の間に現在の湿原西部一帯の隆起等の地盤運動と海水面の低下に伴う土砂・泥の堆積により形成された平坦な地域であり、河床勾配は約1/3,000～1/8,000となっている。釧路湿原においては多くの河川が蛇行しながら流下する壮大な原自然の景観が形成され、約2,000種の野生生物の生息・生育の場となっている。

また、釧路湿原の周囲には、湿原の形成過程で海が内陸に取り残されてできた

とうろこ たっこぶこ かいせきこ
塘路湖、達古武湖、シラルトロ沼等の海跡湖が点在しており、湿原の内部にも、太古の蛇行河川の名残等である河跡湖や池塘などが分布している。これらの湖沼や池塘には、ネムロコウホネ、ヒシ等の水生植物が水面を覆い、ミツガシワ、クロバナロウゲ、カキツバタ等のほか、氷河期遺存種の湿性植物であるクシロハナシノブ等が生育している。

釧路湿原は、ヨシ・スゲ類植生にハンノキ林が分布する低層湿原、ミズゴケ類植生の間・高層湿原からなっている。低地であるが冷涼な気候となっているため、高層湿原には、エゾイソツツジ等の高山植物が生育している。また寒冷地の湿地で特徴的なスゲの株“谷地坊主（ヤチボウズ）”の群落が見られる。湿原の水辺は、国指定の特別天然記念物のタンチョウをはじめ、アオサギ、オオハクチョウ、ガン・カモ類等の水鳥のほか、オオワシ、オジロワシ等の猛禽類、オオジシギ等多くの野鳥の繁殖地・渡来地となっている。魚類では国内最大の淡水魚のイトウをはじめとするサケ科魚類、エゾトミヨ、ヤチウグイ、エゾホトケ等が生息しているほか、湿原下流では北海道の太平洋沿岸のみに分布しているシシャモが遡上・産卵している。哺乳類ではエゾシカ、外来種のミンク等が生息している。また、昆虫類では氷河期遺存種のイイジマルリボシヤンマ等のトンボ類が多数生息するほか、両生類でも氷河期遺存種のキタサンショウウオ等が生息している。

また、釧路川では、サケ、カラフトマス、シシャモの増殖事業が行われている。

釧路湿原は、農地や宅地の開発による湿原の直接的改変のほか、木材生産のための流域の森林伐採や湿原を農地や宅地とするための地下水位の低下等を目的とした河川の直線化などによる湿原への土砂流入の増加等により、近年急速に湿原面積が減少してきている。また、湿原植生が変化するなど、湿原生態系の質的量的な変化が懸念されている。

釧路地方では、早くから釧路湿原の重要性が認識され、住民生活との共存を図りつつ、その自然保護に関する取り組みが展開され、ラムサール条約登録湿地指定(昭和55(1980)年)や国立公園指定(昭和62(1987)年)へとつながり、現在の釧路湿原の自然再生の取り組みに至っている。

釧路川の治水事業は、広大な原野や原生林の開拓とともにあり、低平地の洪水氾濫を減少させるほか、地下水の排水促進により土地利用を可能とするもので、捷水路事

業を中心に進められた。明治23(1890)年及び明治32(1899)年には当時釧路川の支川であった阿寒川の分流工事が行われ、明治42(1909)年には、釧路港の機能維持のため築港事業として阿寒川切替工事が実施された。また明治43(1910)年には、第1期北海道拓殖計画により釧路川治水設計調査が始まった。

本格的な治水事業は、既往最大の洪水である大正9(1920)年8月洪水を契機として実施された。この洪水では、釧路湿原全域及び釧路市街のある湿原下流域1万2千町歩にわたって氾濫し、2,000戸以上の家屋の流出・浸水等の被害が発生しており、翌大正10(1921)年に、同洪水流量を安全に流下させるため河口で計画高水流量4万2千立方尺($1,170\text{m}^3/\text{s}$)とする改修計画を策定し、釧路市街のある下流部において現在の新釧路川となる新水路掘削とともに、川幅300間(545m)の釧路市街堤防工事、さらに幌呂川右岸堤防工事等を実施し、釧路川では、舟運が盛んであったことから、幣舞橋から別保川合流部において浚渫工事を実施した。戦後、昭和22(1947)年9月及び昭和23(1948)年9月洪水を契機として、昭和24(1949)年に標茶地点で計画高水流量 $900\text{m}^3/\text{s}$ とする改修計画を策定し、標茶・弟子屈市街のある中上流域において捷水路掘削、堤防工事等を実施した。この頃より、昭和25(1950)年北海道開発法の制定による北海道総合開発計画に基づき、治水事業を推進するとともに、それによる日本の食糧生産基地としての流域の土地利用の拡大を推進してきた。

その後、昭和40(1965)年の河川法施行を受け、昭和43(1968)年に標茶地点で計画高水流量を $1,200\text{m}^3/\text{s}$ とする工事实施基本計画を策定し、河道の掘削、浚渫、堤防の新築及び拡築、護岸設置等を実施してきた。また、昭和59(1984)年には、下流部において釧路湿原による遊水効果を位置づけた計画とした。

また、釧路川流域のある北海道東部太平洋沿岸は地震多発地域であり、過去に昭和27(1952)年3月十勝沖地震が発生している他、近年では平成5(1993)年1月釧路沖地震、平成6(1994)年10月北海道東方沖地震及び平成15(2003)年9月十勝沖地震が発生している。平成15(2003)年9月十勝沖地震では、津波の河川遡上が確認されている。平成18(2006)年には、釧路市、釧路町等が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されており、現在、地震・津波対策の調査、検討を行っている。

河川環境の整備と保全については、屈斜路湖や釧路湿原を中心とした貴重な自然環

境を良好な状態で次世代に継承するため、その特徴ごとに柔軟な環境管理を行うための基本的な方針として河川環境管理基本計画を平成2(1990)年に策定した。特に、釧路川流域の貴重な財産である釧路湿原については、その河川環境を適切に保全するため、平成12(2000)年には、釧路湿原のほぼ全域を河川区域に追加している。また、平成11(1999)年に学識者や関係行政機関からなる「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」を設立した上で各種調査検討を重ね、平成13(2001)年の同委員会からの提言を踏まえ、釧路湿原の自然再生に向けた取り組みを実施している。また、平成15(2003)年の自然再生推進法施行を受け、同年に地域住民、学識者、関係行政機関等多様な主体の参加による「釧路湿原自然再生協議会」が設立された。平成17(2005)年には検討委員会からの提言を踏まえた「釧路湿原自然再生全体構想」が策定され、地域との協働のもと河川環境の保全・再生をはじめとする各種施策が展開されている。

河川水の利用については、釧路市及び弟子屈町の水道用水、工業用水等に利用されている。

過去40年間(昭和40(1965)年～平成16(2004)年)の標茶地点における概ね10年に1回程度の規模の渇水流量は $14.59\text{m}^3/\text{s}$ である。

水質については、近年釧路川のBOD75%値が環境基準値を超過している地点がある。また屈斜路湖ではpHが酸性から中性となり、これまで魚類の生息に適さなかった環境に変化が見られることから、水質調査等により実態の把握に努めている。

河川の利用については、源流から河口まで堰等がない河川としてカヌー利用が盛んであるほか、湿原散策、釣り、キャンプ等のレクリエーション利用も盛んである。標茶及び釧路市街地の高水敷は広場・公園・緑地等が整備され、パークゴルフ等のスポーツ、散策、花火大会等多目的に利用され、市民の憩いの場となっている。釧路川河口付近は港湾区域になっている他、水辺空間を活用した商業施設に利用されている。

（２） 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

釧路川水系では、人と自然が共生する持続可能な社会の構築を目指し、洪水等から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるように社会基盤の整備を図る。また、地域の共有財産である屈斜路湖や釧路湿原を中心とした釧路川の豊かな河川環境を次世代に継承するとともに、これらの河川環境と地域の人々の生活、産業活動との共生を図りながら地域社会の安定的な発展を目指す。

このような視点で、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら流域が一体となり治水・利水・環境に関する施策を総合的に展開する。

このような考えのもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、砂防、治山工事の実施状況、水害発生の状況、河川利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の歴史・文化、河川環境等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう北海道総合開発計画や環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業、下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。

治水・利水・環境にわたる健全な水循環・物質循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理化、下水道整備等について、関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって取り組む。

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行う。また上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、流域における土砂移動に関する調査、研究に取り組むとともに、安定した河道の維持に努める。

ア 災害の発生の防止又は軽減

災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、堤防の新築、拡築及び河道の掘削等を行い河積を増大させる。なお、河道掘削による河積の

確保に当たっては、河道の維持、河川環境等に配慮して実施する。内水対策については、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて被害軽減対策を実施する。

堤防、樋門等の河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検をきめ細やかに行い河川管理施設及び河道の状況を的確に把握する。維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持するとともに、施設管理の高度化、効率化を図る。

釧路市、釧路町等は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されており、地震・津波被害の軽減のため、河川周辺の利用状況や住宅等の集積状況等を踏まえ、防災・港湾等関係機関と連携を図りながら、防御対象に応じた施設整備や情報連絡体制等について調査検討を進め、必要な対策を実施する。

さらに、計画規模を上回る洪水及び整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう、必要に応じて対策を実施する。

洪水等による被害を極力抑えるため、既往洪水の実績等も踏まえ、洪水予報、水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市計画との調整など、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。さらに、ハザードマップの作成の支援、地域住民も参加した防災訓練等により災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図る。

本川及び支川の整備にあたっては、標茶市街地を氾濫域とする区間の整備の進捗を十分に踏まえて、上流部や支川の整備を進めるなど、本支川及び上下流バランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う。

イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、流域内の各地域及びその周辺地域における都市用水は安定取水されているが、今後とも関係機関と連携して広域的かつ合理的な利用の促進を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため必要な流量を維持する。また、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化などを関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。

ウ 河川環境の整備と保全

河川環境の整備と保全に関しては、豊かな自然を残す流域の貴重な財産である釧路湿原を中心として、流域全体の視点に立って健全な水・物質循環系の構築を目指し、屈斜路湖や釧路湿原をはじめとする我が国を代表する貴重な自然環境を良好な状態で次世代に引き継ぐよう、その保全・再生に努める。また、観光等地域の産業の持続的な発展と自然環境の保全の両立を目指して、流域の自然的・社会的状況を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理をはじめとした河川環境管理の目標を定め、地域と連携しながら川づくりを推進する。

釧路湿原は、タンチョウ、イトウ、キタサンショウウオ等の約2,000種の野生生物の生息・生育地となっているが、近年、湿原面積が急激に減少するなど湿原生態系が劣化している。国際的に価値が認められたラムサール条約登録以前のような湿原環境への再生を目指し、湿原生態系の質的量的な回復、湿原生態系を維持する循環の再生、湿原と持続的に関わる社会づくりについて、湿原に関わる多くの人々と協力して取り組む。

動植物の生息地、生育地の保全については、カワセミ、ヤマセミ、アオサギ等が生息する水域から陸域へ徐々に移行する多様な生態系をはぐくむ良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、サケ、アメマス、シシャモ等の回遊性魚類が生息できる縦断的に連続する河川環境の保全に努める。また、タンチョウ、イトウ、キタサンショウウオ、ヨシ・スゲ類植生等が生息・生育する釧路湿原らしい河川環境の保全・再生に努める。関係機関と連携して湿原、河川、森林等流域全体の連続する環境の保全に努める。

良好な景観の維持、形成については、原自然の屈斜路湖、広大な酪農地帯など釧根地域の特徴的な周辺景観と調和した水辺景観の保全に努めるとともに、釧路川下流部においては、都市景観と調和のとれた水辺空間の維持、形成に努める。また、河川が蛇行しながら流下する釧路湿原の壮大な原自然の河川景観の保全・再生に努める。

人と河川との豊かなふれあいの確保については、良好な河川環境を保全しつつ、沿川の歴史・文化等を踏まえ、カヌー、湿原散策等による自然とのふれあいの場、市街

部の高水敷におけるパークゴルフ、イベント等による多目的の交流の場及び環境学習の場として、多くの人々が親しめる河川空間となるよう、関係機関や地域住民と一体となって取り組んでいく。

水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や、関係機関や地域住民と連携を図りながら水質の保全・改善に努める。

河川敷地の占用及び許可工作物の設置、管理においては、現状の河川敷利用が適正に行われるよう、治水・利水・河川環境との調和を図る。鉏路川流域には、豊かな自然が広く残されており、環境や景観に関する情報収集や、モニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映させる。特に順応的管理による湿原再生を推進する上で、関係機関や地域の多様な主体と協働しながらモニタリングを適切に行う。

地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を推進する。そのため、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図るとともに、鉏路湿原川レンジャーをはじめ住民参加による湿原再生活動、河川清掃、河川愛護活動等を推進するとともに、鉏路川の利用マナーについて啓発を行う。

このような河川環境の整備と保全に関する基本的な方針のもとに、鉏路湿原では、湿原環境の保全・再生を目指して、湿原・河川・湖沼への土砂の流入の抑制や湿原内での遊水等による地下水位の保全・復元等の健全な水循環・物質循環の再生、河川本来のダイナミズムの回復・復元等による河川環境の保全・再生、多様な主体との連携・協働による湿原の持続的な利用と環境教育の促進等に努める。また、河川管理の一環として、鉏路湿原における開発を抑制するなど、良好な河川環境の保全に努める。なお、実施にあたっては、流域の視点による管理、自然の復元力にゆだねた自律的な自然の回復、順応的な管理、多様な主体の参加、関係機関との連携等に努める。

また、上、中流部では、河川の水辺や森林等が自然の状態で広く残り、シマフクロウ、オオハクチョウ、カワセミ等の生息地となり、サケの産卵床が分布している。鉏

路湿原から下流部では、シシャモの産卵床が分布している。これらの河川環境等について、治水面や周辺土地利用との整合、地域との連携等を図りつつ、上流部から釧路湿原、下流部、周辺の支川・湖沼等に至るまで、流域全体の連続性を確保し、土砂等の健全な循環系を構築するなど、流域の視点に立って貴重な河川環境の保全に努め、良好な状態で次世代に継承するとともに、持続的利用、環境教育の促進に努める。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水は、昭和16(1941)年9月、平成4(1992)年9月等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点標茶において1,200 m³/sとし、これを河道に配分する。

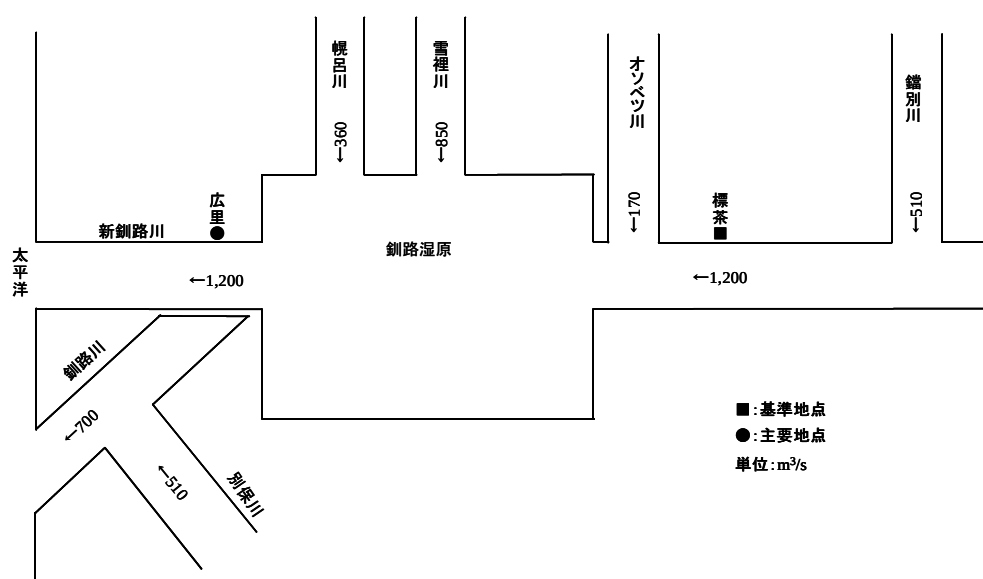
基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m ³ /s)	洪水調節施設に よる調節流量 (m ³ /s)	河道への 配分流量 (m ³ /s)
釧路川	標茶	1,200	0	1,200

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、標茶において $1,200\text{m}^3/\text{s}$ とする。標茶より下流における計画高水流量は、広里において $1,200\text{m}^3/\text{s}$ とし、その下流は河口まで同流量とする。

釧路川計画高水流量図



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口又は合流点 からの距離 (km)	計画高水位 (T. P. m)	川 幅 (m)
釧路川	標茶	46.2	23.50	205
	広里	7.4	5.30	545

注) T. P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

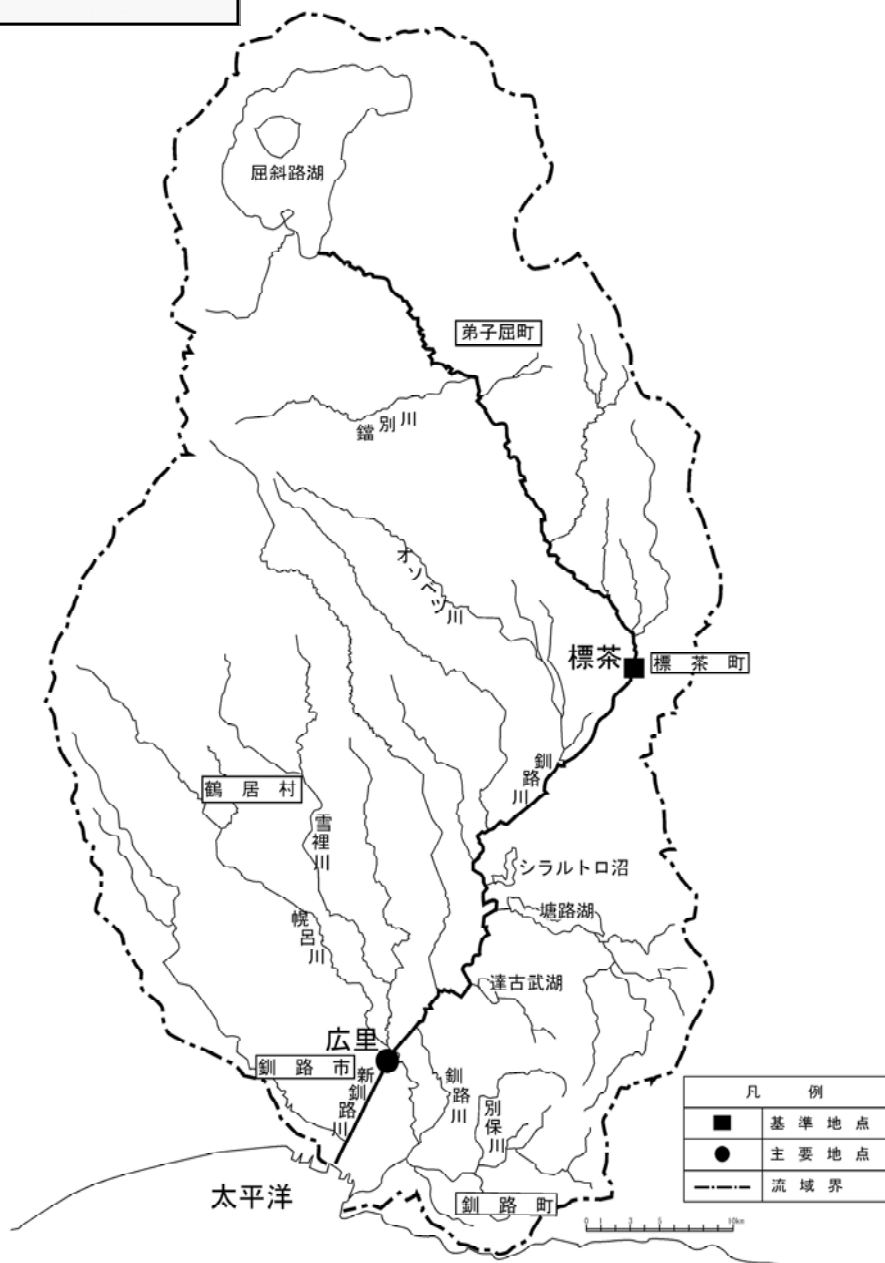
標茶地点から下流の既得水利としては、工業用水として約 $2.5\text{m}^3/\text{s}$ 、水道用水として約 $1.4\text{m}^3/\text{s}$ 、雑用水として約 $0.03\text{m}^3/\text{s}$ で合計約 $3.9\text{m}^3/\text{s}$ がある。

これに対し、過去46年間(昭和34(1959)年～平成16(2004)年)の標茶地点における平均低水流量は約 $20.7\text{m}^3/\text{s}$ 、平均渇水流量は約 $17.7\text{m}^3/\text{s}$ である。

標茶地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、利水の現況、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮し、概ね $18\text{m}^3/\text{s}$ とする。また、釧路湿原の地下水位保全のための必要流量等については、今後調査検討の上、定めるものとする。

なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該水量は増減するものである。

位置図



(参考図) 釧路川水系図

